平成２３年（フ）第２４５号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷2256番地７
債務者　古賀　芳彦
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２４６号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷2256番地７
債務者　古賀　和子
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３０５号
宮崎市佐土原町下田島9210番地　ヴェルデ壱番館305号
債務者　黒木　夏美
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１０号
宮崎市佐土原町下田島12220番地３　佐土原マンション106号
債務者　小野寺万理（旧姓本川）
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１８号
宮崎市神宮１丁目197番地１　コーポミヤモト205号
債務者　瑞慶山敏博
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２７号
宮崎県西都市大字山田3701番地
債務者　壱岐　裕二
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５号
宮崎県日南市大字吉野方11788番地イ
債務者　益田ムツ子
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目18番14号
債務者　玉盛さゆり
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
鹿児島県鹿児島市武３丁目14番８号
債務者　木下由美子
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
沖縄県那覇市識名２丁目１番19号コーポ識名303
債務者　宮城　壮司
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３４０号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目139番地
債務者　宮良　綾乃
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７７号
宮城県柴田郡柴田町大字上名生字新大原82番地３
債務者　相馬　恭子（旧姓武藤）
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１１０号
茨城県守谷市薬師台３丁目18番地12　コーポ桂Ｂ101
債務者　松本　政子
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
茨城県稲敷郡河内町下加納444番地123
債務者　岡田　キセ
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
茨城県稲敷市伊佐部41番地２
債務者　長岡　文子
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
茨城県牛久市ひたち野東５丁目31番地１　パルム壱番館203
債務者　神原　礼之
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
茨城県守谷市けやき台６丁目７番地７
債務者　半田　　明
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係